フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります

墜落および転落による災害防止をより促進するために、2019年2月1日以降、一定の作業においてはフルハーネス型の安全帯を使用しなければならなくなりました。あわせて特別教育の受講も義務付けられました。下記の日程で「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を開催いたします。





10,000円

(テキスト代含む)

※消費税は別途となります。 研修生受講できます。

TEL: 082 (208) 3580

開催日時:2025年09月18日(木)AM9:00~

受講場所: 関原工業 大塚支社(広島市安佐南区大塚東3丁目6-1)



お問い合わせ 株式会社 関原工業 〒730-0853 広島市中区堺町1-5-10-102